

四日市市告示第257号

都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第9項の規定により、次のとおり、市民緑地の公告をする。

平成29年 4月13日

四日市市長 森 智 広

- 1 市民緑地の名称 市民緑地 貝家町のビオトープ
- 2 市民緑地の区域 四日市市貝家町字原後365、366、367、368、370、371、372
- 3 市民緑地の管理期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

(都市整備部都市計画課)